

普通保険約款および特約 事業総合傷害保険 新旧対比表

約款改定日：2026年7月1日

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第二章 保険金の支払事由 （保険金を支払う場合）</p> <p>第2条 当法人は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注1）によってその身体に被った傷害に対して、この普通保険約款にしたがい保険金を支払います。</p> <p>2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p> <p><u>3 当法人は、第1項および第2項の規定にかかわらず、この普通保険約款における傷害には、日射または熱射によって生ずる熱中症を含むものとします。</u></p> <p>（注1）急激かつ偶然な外来の事故（以下、「事故」といいます。） 「急激」とは、突発的に発生することであり、傷害の原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</p> <p>（注2）中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>	<p>第二章 保険金の支払事由 （保険金を支払う場合）</p> <p>第2条 当法人は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注1）によってその身体に被った傷害に対して、この普通保険約款にしたがい保険金を支払います。</p> <p>2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（注1）急激かつ偶然な外来の事故（以下、「事故」といいます。） 「急激」とは、突発的に発生することであり、傷害の原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</p> <p>（注2）中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>